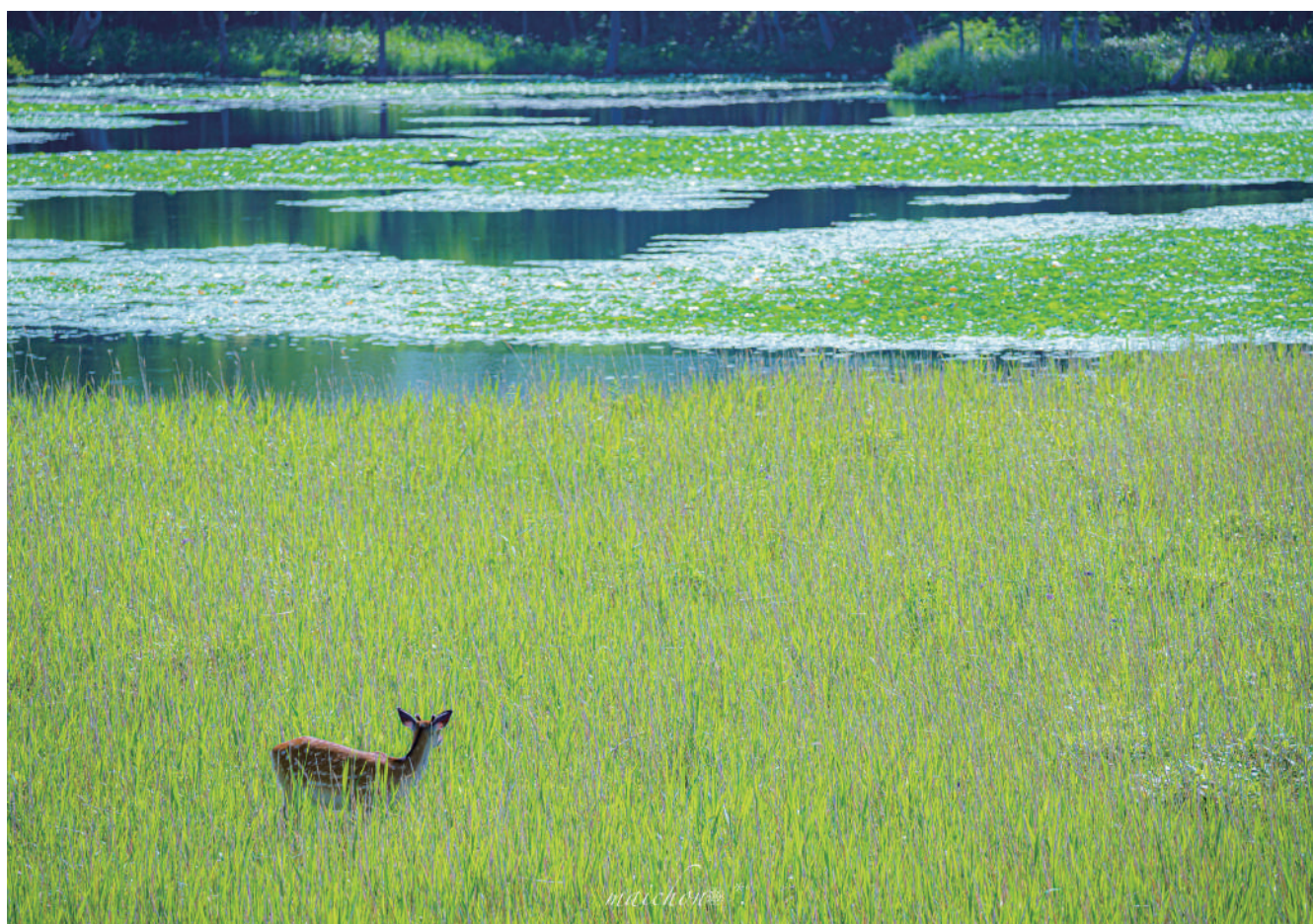


会報 くしろ



「知床に生きる」



発行所

釧路市宮本1丁目2番4号
釧路土地家屋調査士会
TEL.0154-41-3463

編集

広報部

制作

(株) 藤プリント

第124号

目 次

○会長挨拶	釧路土地家屋調査士会	会 長	丸 尾 教 綱	3
○御挨拶	釧路地方法務局	局 長	西 山 悟	4
○御挨拶	釧路司法書士会	会 長	佐 渡 正 幸	5
○総会挨拶	釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理 事 長	瘡 師 敏 幸	6
○就任挨拶	釧路土地家屋調査士会	会 長	松 田 整	7
○就任挨拶	釧路土地家屋調査士会	副 会 長	横 山 太 郎	8
○就任挨拶	釧路土地家屋調査士会	副 会 長	中 村 浩 司	9
○就任挨拶	釧路土地家屋調査士会	常 任 理 事 長	岡 秀 和	9
○就任挨拶	釧路土地家屋調査士会	常 任 理 事	河 合 崇 之	10
○就任挨拶	釧路土地家屋調査士会	常 任 理 事	佐 渡 真 弓	11
○就任挨拶	釧路土地家屋調査士会	理 事	坂 口 卓 郎	11
○就任挨拶	釧路土地家屋調査士会	理 事	澤 田 武	12
○就任挨拶	釧路土地家屋調査士会	理 事	丸 尾 慶 樹	12
○就任挨拶	釧路土地家屋調査士会	理 事	奥 田 邦 彦	13
○就任挨拶	釧路土地家屋調査士会	監 事	前 田 裕 孝	13
○就任挨拶	釧路土地家屋調査士会	十 勝 支 部 長	渡 部 尚 博	14
○就任挨拶	釧路土地家屋調査士会	オホーツク支部長	榎 本 彰	14
○「共有」の解消に向けて～共有に関する規定の改正	釧路土地家屋調査士会	顧 問 弁 護 士	簗 島 弘 幸	15
○入会のご挨拶	釧路土地家屋調査士会	釧 路 支 部	齊 藤 健 介	16
○入会のご挨拶	釧路土地家屋調査士会	十 勝 支 部	神 谷 芳 昭	16
○入会のご挨拶	釧路土地家屋調査士会	十 勝 支 部	中 田 裕 一	17
○会のうごき				18
○会 員 異 動				19
○編 集 後 記				19

表紙は語る

世界自然遺産に登録された知床半島に存在する知床五湖。天気がよければ、知床連山と共に素敵な景色を見せてくれます。その自然豊かな場所で暮らす様々な動物たち。こちらのエジシカは、この自然の中で強く生きるとともに、五湖を眺めながら伸び伸びと暮らしていると思われます。

撮影者：清水 麻衣



会長挨拶

釧路土地家屋調査士会

会長 丸尾 教 綱

釧路土地家屋調査士会 令和5年度定時総会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日、定時総会の開催に当たりまして、数年ぶりに新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに開催が可能となりましたところ、大変お忙しい中、釧路地方法務局 西山局長様、同 神総務課長様、同 内田首席登記官様、釧路司法書士会 佐渡会長様にご臨席を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。また、会員の皆様方には日頃より、本会の会務運営に対しまして、様々なご支援、ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りして重ねてお礼申し上げます。

先ず、昨年度のご報告になりますが、新型コロナウイルスの影響が残る中、令和元年まで行われていた「ほっかいどう地図境界シンポジウム」を3年ぶりに行うことができました。大きな事業が久方ぶりに行えましたが、その他の事業が行えないこと等で、繰越金にも多少の余裕ができ、それらの用途等につきましては、後ほどの議案審議の際にご提案申し上げます。

続きまして分離発注に関する件です。ここ数年、釧路地方法務局管内の45市町村に「分離発注のお願い」をしています。また、北海道ブロック協議会とも連携を取りながら、北海道開発局や北海道農政部、建設管理部等、同様のお願いをしています。分離発注に直接関係するわけではございませんが、昨年度末、札幌法務局 首席登記官様より、「登記嘱託情報と併せて提供する 地積測量図の取扱いについて」と題する依頼文書が、札幌局管内の「嘱託登記関係官公署」様宛に発出されました。参考資料として既に皆様のお手元にも届いていると思いますが、これは「官公署担当者による本人申請」の「適切な運用」を依頼したもので、北海道内他の3地方法務局様にも、同様文書の発出をお願いするべく、北海道ブロック協議会で協調して参りたいと存じます。西山局長様を始め、役職員の皆様のご協力を仰ぎながら、釧路局管内において分離発注又は全部発注に移行していただくべく、会員の皆様方におかれましても、問い合わせや業務発注情報を確認した場合は、「適切な運用」をしていただけよう、官公署に提言することをお願いいたします。

次に「法14条地図 作成作業」の動向についてお話をさせていただきます。昨年度は、帯広市柏台地区での2年目作業が終了し「確定率は99.53%」と聞いております。作業に携わっていただいた会員の皆様にはこの場を借りて厚くお礼申し上げます。本年度は、北見市美山町地区が2年目作業の対象となっています。1年目作業として、釧路市春採一丁目から三丁目「作業対象地区」と伺っており、これから先にも必要に応じて、業務量をこなせるだけの作業班を確保することが、本会としても重要と考えております。本年度以降も会員の皆様のご参加と公職協会への入会をお願いするところであります。

令和元年11月から始まった完全オンライン方式である「調査士報告方式」ですが、登記行政の一翼を担うものとして、又、非常に便利なものですので、会員の皆様のごさらなるオンライン申請の利用をお願い致します。この「オンライン申請のサポート」

は平成27年からの本会事業でもあり、今年度も継続しております。サポートの必要な方は、遠慮無く本会まで申し付け下さい。

そして一昨年度から、私ども土地家屋調査士の倫理・職務規程に重きを置いた「年次研修」が始まり、オホーツク支部・釧路支部と順次開催しております。今年度は十勝支部を予定しており、これにより釧路局管内を一巡しますが、昨年総会でもお伝えしたとおり、残念ながら綱紀案件が発生しております。この3年ほどで新入会員が10名増加していることもあり、先輩として見本となるよう、職務の根幹にかかわる「行動規範」を再確認していただきます。

今、変わっていること、これから変わっていくことについてですが、「令和3年民法及び不動産登記法改正」に伴い、本年4月1日から条件付きですが、境界調査の際の「隣地の一時使用」ができる仕組みが設けられ、また、分筆登記・合筆登記が軽微な変更と扱われ、持分の過半数による手続きが可能となりました。更に来年4月1日からは「相続登記の義務化」が施行されます。順次、令和8年4月までに住所変更登記の義務化についても施行予定です。昨年の挨拶でも同じ事に触れていますが、この「権利関係の改正」により私ども土地家屋調査士が直接、手続き等での恩恵などを受けるわけではありません。ですが、相続登記義務化に伴い、遺産分割協議に関連した「土地分筆登記」や「未登記建物の表題登記」の依頼が増加すると考えられます。又、住所変更登記の義務化により、隣地立ち会いのための所有者探索が、今後は多少なりとも楽になるように思います。我々は日頃から測量の現場で、所有者不明土地或いは相続登記未了の土地に遭遇しております。この登記未了の方々には積極的に手続きの推進をアナウンスすることも、我々土地家屋調査士の使命かと考えます。

新たに創設された「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が、本年4月27日から施行されました。残念ながら我々土地家屋調査士が申請代理人になることは出来ませんでした。国庫帰属の承認の要件として「土地所有権の範囲が明確でないと承認は受けられません。」と法律に明記されていますので、法務局実地調査に、分筆登記や境界確定協議で一定の協力は可能かと存じます。

今後とも、釧路地方法務局様、釧路司法書士会様と連携し、日本土地家屋調査士会連合会、また会員皆様方からの忌憚のないご意見をいただき、さまざまな問題に対応していく所存です。

本日、本総会におきまして、令和4年度会務報告 及び事業報告承認の件 並びに一般会計等承認の件、また、調査士法人に関連する会則改正、令和5年度事業計画（案）承認の件 及び一般会計収支予算（案）承認の件、役員改選の議案について上程申し上げますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

結びになりますが、本日もご参会の皆様のご健勝と、本会の益々の発展、そして厄介な感染症がこのまま終息することを祈念致しまして、簡単措辞ではございますが、挨拶とさせていただきます。



御挨拶

釧路地方法務局

局長 西山 悟

令和5年度釧路土地家屋調査士会定時総会の開催に当たり、一言お祝いと御挨拶を申し上げます。

本日、本定時総会が多数の会員の皆様の御出席の下、盛大に開催されましたことを、心からお喜び申し上げます。

釧路土地家屋調査士会及び会員の皆様方には、日頃から表示登記を始めとする法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、本席をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、今日の複雑・高度化する経済社会にあって、不動産登記の礎である表示登記に関する業務を担っている皆様の役割は、ますますその重要性を増し、国民からも大きな期待が寄せられているところでございます。

皆様には、今後とも社会的使命を深く認識していただき、制度の発展に、より一層御尽力いただきますようお願い申し上げます。

本日は、せっかくの機会でありますので、最近の法務行政をめぐる情勢について申し上げたいと思います。

はじめに、「所有者不明土地の問題」についてです。

令和3年4月21日に、所有者不明土地の発生の予防を目的とした「民法等の一部を改正する法律」、そして、所有者不明土地の円滑な利用を目的とした「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の2つの法律が成立し、相続等によって取得した土地の所有権を国庫に帰属させることが可能となる「相続土地国庫帰属制度」が、本年4月27日から施行されました。この制度は、これまでにない、全く新しい制度であり、国民の関心も高いところです。また、来年4月1日には、いよいよ、相続登記の申請義務化の施行が控えております。法務局では、これまでも、この申請義務化を周知すべく広報活動を行ってまいりましたが、国民の皆様にごこうした情報を、より一層、広く伝えていくため、会員の皆様にも御支援と御協力をいただけますようお願いいたします。

また、先に施行されました「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」に基づき、表題部所有者の氏名・住所が変則的に記載されている土地、いわゆる、表題部所有者不明土地の解消作業が、令和元年から継続して実施されているところです。会員の皆様には、その核となる相続人調査業

務について、御協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。この事業は、全国各地で行われておりますところ、会員の皆様の御尽力により、引き続き解消作業が進められ、復旧・復興を始めとする公共事業の円滑な実施に寄与されることを期待しています。

次に、「地図作成作業」についてです。

いわゆる「平成地籍整備の方針」に基づき、平成16年度から、全国の都市部の地図混乱地域を対象として地図作成作業を実施しているところ、本作業は、表示に関する登記事務を適正・迅速に処理する上での重要な課題であるとともに、土地家屋調査士制度を地域社会にPRする絶好の機会でもあります。

当局におきましても、昨年度は、帯広支局管轄の帯広市柏台地区0.95平方キロメートル、1,905筆について2年目作業を実施し、99%を超える確定率で登記所備付地図を作成することができました。

作業に携わっていただいた会員の皆様に対し、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

なお、本年度は、北見支局管轄の北見市美山町南・東地区において、2年目作業を実施しております。

最後に、「筆界特定制度」についてです。

平成18年1月の制度創設以来、昨年9月までに全国で2万5,000件を超す筆界について特定がされました。毎年2,000件近くの申請がされていることから、筆界特定制度が、国民の皆様の生活の中に定着してきたことが伺えます。

しかし、北海道では、札幌管内を除き、当局管内においても減少傾向が続いています。筆界特定制度を国民の皆様にとって身近で利便性の高いものにしていくため、引き続き、同制度の活用につながる取組を、会員の皆様と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上、法務行政をめぐる情勢の一端について申し上げます。法務局には、「新たな行政需要に積極的に対応すること」が求められておりますので、会員の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、釧路土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を心から祈念申し上げます。私からのお祝いの言葉とさせていただきます。



御挨拶

釧路司法書士会

会長 佐渡 正幸

本日ここ釧路の地におきまして、釧路土地家屋調査士会令和5年度の定時総会の開催にあたり、釧路司法書士会を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

まず持ちまして、西山釧路地方法務局局长をはじめ、ご来賓の皆様ご臨席のなかで、貴会の定時総会が盛大に開催されますことをお慶び申し上げます。おめでとうございます。

また、本総会にお招き頂きましたこととあわせて、日頃より当会の運営並びに事業に際し、貴会役員の皆様はじめ会員の皆様には大変お世話になっておりますことを、この場をお借りして改めて感謝御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行しました。今後、法律に基づいた外出自粛の要請などはなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられることとなり、3年余り続く国のコロナ対策は大きな節目を迎えました。

今後は会議・研修・相談会などの事業に関しても、WEB開催ではなく、従来型の集合形態、リアル開催にて実施される機会が増加していくのではないかと思います。

そういう意味においても、今後の会の運営・予算などについても再度検討して行かなければならない、まさに節目の年、新しい時代に向けて活動を転換していく年度になるのかと思います。

そういう状況の中で、来年4月1日には、いよいよ相続登記の申請義務化がスタートします。

すでに4月1日には、財産管理制度、共有制度、

相隣関係規定、相続制度の見直し部分が施行され、4月27日には、相続土地国庫帰属制度が施行されました。

本年度は、来年に施行される相続登記の義務化の制度を、広く国民の皆様に周知徹底していき、我々の使命である「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを」実践していく年度になるのかと思います。

単に相続手続きと言っても、その手続を遂行するには内在する様々な手続きが発生する場合があります。

土地の合筆・分筆、境界の確定、地目変更、未登記建物・附属建物の表題登記、増築、減築にかかる床面積の変更、種類の変更など、まさに土地家屋調査士の皆様と連携して、不動産に関する権利の明確化に寄与していかなければならないことが想定されるわけであります。

今まで以上に、貴会の会員の皆様と、協力・連携をした中で、国民生活の安定と向上に資することができれば幸いと思う次第でございます。

最後になりますが、貴会並びに当会が、その使命を今後も確りと果たした中で、新しい時代に向けて、国民の期待により一層応え、そして士業としての更なる信頼を積み重ね、共に制度発展のために、より一層の理解・協力・連携を深められますことをお願い申し上げます。また貴会の会員皆様のご健康とご多幸を心よりご祈念し、挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございます。ありがとうございました。

総会挨拶

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 瘡 師 敏 幸



本日は、令和5年度第38回定時総会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

大型連休も終わり、少しずつ暑さを感じる季節となり、皆様には何かとご多用のところ、本日の総会にご出席頂き、誠にありがとうございます。

また日頃から、当公嘱協会の運営活動につきましてご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げますところでございます。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5月8日から2類から季節性インフルエンザと同じ5類に移行しました。これに伴い道の対応方針も変わり、無料検査事業や抗原検査キット無料配布が終了し、医療費用は原則、自己負担となりましたがウイルスの感染力は変わらないので「国民が感染や重症化しない対策」は原則として国民自身が行うこととなりますので基本的に感染防止行動が重要であります。

本日の通常総会は、審議事項として第1号議案として令和4年度事業報告及び会務報告並びに収支決算報告承認の4件、第2号議案は令和5年度事業計画（案）並びに正味財産増減予算書（案）承認の2件、第3号議案は任期満了による役員改選の件を上程しておりますのでご審議の程宜しく申し上げます。

詳細は議事の中で説明申しあげますが公益目的事業に於いては法務局の地図作成作業の帯広柏林台地区ではコロナ禍でありながらも筆界承諾確定率が99.53%との高い数値で納品することが出来ました。

また北見美山町地区の2年目の登記所備付地図作成作業であります今年度からは従来型地図作成作業にも筆界保全標の設置が仕様書に明記されております。このことから効率的な作業を行うために体制の整備について検討していく必要あると考え、作業工程については一次立会と細部測量を5月下旬から作業を行い、7月上旬から保全標設置及び地積測定を行いながら、2次立会の並行作業を行います。10月中旬に終了し、後続作業は従来どおり進めたいと考えております。

令和5年度収支予算書（案）については昨年に帯広市柏林台地区の地図作成作業が完了後に帯広市役所管理課から市道区域境界標設置作業を当協会に

おいて随意契約で受注することの確約を頂いておりますので事業収入金額に付け加えております。

令和5年3月22日に札幌法務局民事行政部首席登記官から「登記嘱託情報と併せて提供する地積測量図の取扱いについて」の依頼書が嘱託登記関係官公署登記事務担当長に発出されました。この事において本協会とし、平成23年度から平成25年度までの北海道建設部からの用地測量業務に係る分離発注の試行方法についての「業務区分・作業の流れ・契約方法及び積算基準」の調査結果を再確認、及び検討することが、業務の啓発活動にあり、業務部内に委員会等を設置し検討資料等を作成することが、公嘱協会としての嘱託登記手続きの安心と安全を官公署に提供できると考えております。

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始することに伴い、消費税の課税事業者が仕入税額控除を適用する要件として適格請求書等の保存が義務付けられております。この適格請求書等の発行は、適格請求発行業者に限られことで、当協会も適格請求発行業者の登録申請をいたしましたので登録手続きが完了次第、社員の皆様には登録番号を通知いたします。なお、社員皆様にも適格請求書発行業者に登録することをご検討願います。

最近、地球の温暖化現象が顕著になってきており、全国的にみても春先の降雨災害や北陸地方の地震に続いて鹿児島県、北海道浦河、そして首都圏までも混乱をもたらした千葉県地震が続発しており、SF作家の小松左京が著作の[日本沈没]を思い起されるほどであり、30年以内には70%の確率で震度7を超える東南海、十勝沖などが発生するといわれており、「災害は忘れた頃にやってくる」との格言もあり、コロナを含めて皆様におかれましては防災に対する心構えをより一層お持ち頂きますよう是非お願いいたたく存じます。

最後になりましたが、本総会をもちまして現在の役員の任期が終了します。本日提案しております各議案の審議がスムーズにいきますよう、御協力をお願いするとともに、社員の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍・御発展を祈念いたしまして、総会の開催に当たっての御挨拶といたします。

就任挨拶

釧路土地家屋調査士会

会 長 松 田 整



今期、釧路土地家屋調査士会会長に就任した松田整です。皆様よろしく申し上げます。私の会長就任においては、とても恵まれた環境の中での就任と思っています。業務部理事1期、財務部長1期、業務部長2期、副会長2期と同時に6月で任期満了となりましたが、日調連理事2期を経ての会長就任です。多くの先輩からご指導と時間をいただきながら今期を迎えました。会員の皆様のご期待に沿えるようしっかりと会務を行っていきたいと思います。今期、釧路会の役員体制は前期から大幅に変わりました。野田副会長を除いて、副会長、各部部长は全員新任であり、理事6人の内4人が新任です。各部ともに事業計画は出来ているので手探りで計画実行となる可能性もあると思います。なので会員の皆様にはご協力をお願いします。話しは変わりますが、令和5年6月16日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2023』（骨太の方針2023）を確認されましたか？第4章の3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備の中に以下の記載があります。『空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、改正法等により、空き家の発生抑制や利活用、適切な管理、除却等の総合的な取組を進める。基本方針等に基づき、地籍調査や法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策を進めるとともに、空き家対策と所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進する。また、マンションの長寿命化と再生の円滑化を推進する。』

政府の最重要課題でもある、所有者不明土地等問題が記載されています。それに伴い登記所備付地図作成作業（以下地図作成）が記載されています。骨太の方針は、国の政策に基づいて作成されます。その中で、土地家屋調査士にしか発注されていない地図作成が記載されているのです。これは、全国の公

嘱協会や調査士法人が高い確定率で業務を行なっている事と日調連・全国土地家屋調査士政治連盟が制度の発展と業務の拡充を政治の世界に訴えているからなのです。私も微力ながら、昨年の自民党道連主催の政策懇談会に支援する道議会議員にお願いし、北海道ブロック協議会が懇談会に参加する事ができました。また、本年4月に行なわれた統一地方選挙に立候補した帯広市議会議員候補の後援会長として、なんとか新人候補を市議会に送り出す事が出来ました。（ご支援ありがとうございました）なぜ業務以外の事をするのかと言いますと、すべては土地家屋調査士制度発展のためです。私は自分で選び、なりたくてなれた土地家屋調査士ですから、開業当時と同じくらい調査士に対する熱い思いがあります。調査士のネームバリューが低いと思うなら行動する事が一番と思っていますし、調査士の資格を生活の糧にしている以上、資格に対して責任があると思っています。『明日は我が身、とも常々思っているのですが、あまり大きなことは言いたくないのですが、せっかくの機会なので思いを書かせていただきました。最後になりますが、釧路土地家屋調査士会は直近の3年間で3件の網紀案件が発生しています。網紀案件が発生すると皆様からのいただいた会費を投入して網紀委員会が動きます。そして注意勧告理事会を発足させる事になります。我々土地家屋調査士は強制入会制度の資格業です。会長も会員も違いはありません。すべては自身が責任を取らなければなりません。お客様からは時には「先生」と呼ばれる唯一の表示登記の専門家です。なので会員の皆様、総会・研修会にはすべて参加してください。それしか我々が集合する機会はありません。その機会を果たせないならお客様に失礼にあたります。『明日は我が身、と感じながら所信を表明いたします。

就 任 挨 拶

釧路土地家屋調査士会

副 会 長 横 山 太 郎



この度令和5年度通常総会におきまして副会長に就任いたしました横山です。業務・研修・社会事業担当副会長ということで、責任重大な役割を担うことになると思います。入会10年目、現在43歳ということでまだまだ未熟なところもあり、自分で務まるのか不安な部分もありますが、役員・会員の皆様とコミュニケーションを取りながら松田会長を支え、会務運営を進めていきたいと考えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、副会長就任後、日調連の総会及び北海道ブロック総会に参加しましたが、感じたことは北海道の広さと移動距離の長さ、そして全国共通の「会員減少」への悩みです。

【統計からみる釧路会】

そこで各種統計資料を独自に分析したところ、釧路地方法務局所管全市町村(北方領土は計算上除外)の約28,147平方キロメートル、863,397人の人口を、釧路会の74名の会員でカバーしております。これらから読み取れることとして、

- ①釧路会の調査士あたりの人口は全国で最も多い。
(=人口一人当たりの調査士の人数が最も少ない)
- ②釧路会の調査士あたりの国土面積は、全国で二番目に多い。(ちなみにトップは旭川会)

③一人当たりの登記事件数は土地建物共に全国平均よりも多い。

ここから「釧路会は少ない会員数の割に多くの域内人口を有し、相当数の事件を扱う必要があるが、一方で地域特性上、移動距離が長い上に冬季の業務が制限されるため、コストが大きくなる」という実態が読み取れると考えます。

【「受け皿づくり」が急務】

調査士は、「不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資すること」を使命として与えられた国家資格ですから、釧路会管内のどの地域においても、会員調査士が住民の期待に応える体制を確保していく必要があります。

現に、登記所備付地図作成作業の人員が集まらないなど、「受け皿」の維持が厳しくなっている現状があります。業務適正化を推進しつつ、研修等を通じて業務処理能力を向上させるため様々な施策を検討しなければなりません。また受験者・登録者増加に向けたPRも重要です。

役員の皆様と連携を取りながら、「土地家屋調査士がより魅力がある仕事」と市民に認知されるよう、微力ながら邁進していきたいと考えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

	調査士数	人 口		国土面積		建物事件数		土地事件数	
釧 路	74	863,397	(11,668)	28,147	(380)	5,633	(76)	9,702	(131)
北海道	456	5,228,732	(11,467)	78,515	(172)	38,852	(85)	35,655	(78)
全 国	22,718	126,654,244	(5,575)	373,061	(16)	1,086,943	(48)	1,632,025	(72)

注) カッコ内の数字は調査士当たりの数
注) 釧路会の会員数はR5.3.31時点のもの。他の会員数は調査士白書2022に基づく。
注) 面積は国土地理院の資料による。
注) 釧路会管内の人口は北海道庁のHPによる。
注) 登記事件数は政府統計の登記統計資料(令和4年度)に基づく。

就任挨拶

釧路土地家屋調査士会

副会長 中村 浩 司



この度の総会で副会長に就任いたしました十勝支部の中村です。担当は広報部となりました。

支部長を最後に、二十年ほど支部役員を務めました。退任後これまで四年間、支部の役職からは離れておりました。二年後には年金を受給する歳にもなり、二度と会の役職を引き受けることもないと、すっかり隠居モードに入っておりましたが、総会前に松田会長からお誘いをいただき、誠に微力ではありますが、松田会長をお支えしたいと決心した次第です。

とは言っても、理事の経験もなく右も左も分からない者ですので、先ずは佐渡広報部長のもと、早く仕事を覚えて戦力になるよう努めさせていただき所存です。

広報部としましては、年に二回の会報の発行がメインの仕事であったかと思いますが、この度、所管が曖昧だった釧路会ホームページの管理が正式に広報部担当となりました。個人的には、ホームページ公開時より、会からの依頼でホームページの更新作業を務めさせていただいていたところですが、常々、後継の育成の必要性を感じておりました。差し当たり、広報部全員がサーバーの管理ページにアクセスして最低限の操作ができるようになることを提案させていただきました。また、漠然とではありますが、これまでどちらかと言うと会員対象の内部連絡的なページ（私の勝手なイメージ）から、より「広報」として有用な情報発信を心がけていきたいと考えております。

会員の皆様におかれましては、広報部からの原稿依頼があった際には何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

就任挨拶

釧路土地家屋調査士会

常任理事長 岡 秀 和



このたび、業務・社会事業部の部長を2年間務めることになりました、オホーツク支部の長岡です。前期までは、広報理事として本会の会務に携わってまいりましたが、これからはほぼ経験のない部署を担当することになり、それも重責を担うわけで、日々の自身の仕事との両立や土地家屋調査士として半可な者が務まるのか、馬鹿だけを重ねてきたような身には、大変不安に感じております。しかしながら、白羽の矢が立ったからには、前任者および経験者から助言していただき、また他の理事にお力添えをいただいて、微力ではありますが職務に取り組んでまいります。

さて、当部の管掌事項は、法務局・日調連・ブロック協議会等からの業務に関する法令・通達・情報等を会員の皆様へ伝達、表示登記協議会の開催準備、所掌する委員会等および法務局備付地図作成作業を担う公職協会との協力・連携・調整、街区基準点包括承認の更新、オンライン申請・調査士マップの利用促進の啓発、研修企画・実施への参画等多岐にわたっており、皆様の業務に支障が生じないように、また円滑に進められるよう努めなければならぬ大変重要な役割があると考えております。

過日（誕生日の翌日）介護保険被保険者証が手元に届き、頭ではわかっている、こういった現物を手にすると、いよいよ私も高齢者の仲間入りかと思うと少なからず心がざわつき、日々の自身の業務と同様に会務についても、先送りせず迅速に対応しなければと考えておりますが、なにぶんにも“前期高齢者（あまり好きな呼称ではありませんが）”です。ほぼ毎日、疲労感軽減とか記憶力維持に効能があると謳うドリンクやサプリメントを摂取しておりますが、気休めですので疲労は蓄積されるばかり、記憶力の低下を止めることはできません。これからの職務遂行にあたって多分ミス、遅延があると思います。皆様にはすべて大目に見てくださいとは申しませんが、多少なりとも寛容であっていただければと思います。これから、歴代部長のご苦勞を身に沁みて感じることでしょう。1期2年よろしくお願い致します。

就任挨拶

釧路土地家屋調査士会

常任理事 河合 崇之



この度、研修部長に就任いたしました十勝支部の河合崇之です。4年前に本会の理事に初めて選任され、慣れないながらも業務・研修担当理事として会務に携わって参りました。それまでは、用意された研修会に参加し受講するだけの受け身だった立場から、「研修会」を企画、立案し遂行する作り手側の一人となり、その難しさ、大変さを身を以て実感しておりましたが、更なる大任に身の引き締まる思いでおります。

私が研修担当となった令和元年の暮れに新型コロナウイルス感染症が流行し始め、政府主導の行動制限も始まり、世の中の状況が一変する中、様々な面で感染予防対策として「オンライン化」が促進されました。本会又は支部主催の集合形式での研修会も感染予防の面から一旦中止を余儀なくされ、研修部でも各会員が自宅又は事務所でWebを用いて研修会を受講するための対策が始まり、令和2年の11月から各自の希望に応じて各支部会場に集合又はWeb配信で研修会を受講する形で再開する事が可能になりました。

釧路会が管轄する道東エリアは非常に広大で移動に時間を要し、冬季間は路面凍結や大雪により事故のリスクも増すので、遠い会場まで足を運ばずに済むWeb配信は、多忙な会員の皆様にとっては便利な方法だと思います。しかし、講師と対面で受講していないので質疑応答が不十分になったり、グループを作って議論するにも相対していないのでコミュニケーションが取りづらい等のデメリットもあります。Web配信を担当する研修部員も配信のプロではなく音声が出ない等の機材トラブルに即応出来ない場合もあり、克服すべき課題だと考えております。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、政府主導の感染対策から個人や事業者の自主的な判断に委ねられる事になりました。

これを受けて研修部でも1会場での集合研修の再開が可能になりました。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、実施する研修の内容や時期に応じて集合研修、Web研修それぞれのメリットを活かす形でバランス良く採用し、会員の皆様に積極的に研修会にご参加頂きたいと考えております。

さて、現在釧路会研修部では連合会主催の「第1期土地家屋調査士年次研修」を運営機関として実施中です。実施期間は5年間であり、令和3年度はオホーツク支部会員が、令和4年度は釧路支部会員が受講されました。令和5年度は十勝支部会員が年次研修の対象となります。この研修は連合会から義務研修に指定されており必ず受講しなくてはなりません。やむを得ず欠席される場合も受講義務は残り、令和6、7年度の残り2ヶ年度で受講して頂くことになります。受講対象の会員の皆様へ研修会開催日の2か月以上前にご案内を出しますので、万障お繰り合わせの上ご参加頂きたいお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のご協力のもと本会会則第85条にある「会員の資質向上を図るため、法令及び実務等に関する研修」を行っていきたいと考えております。微力ではございますが精一杯頑張る所存で御座いますので、今回選任された業務・研修担当理事共々ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

就任挨拶

釧路土地家屋調査士会

常任理事 佐 渡 真 弓



この度の総会で広報部長に就任いたしました釧路支部の佐渡真弓です。よろしくお願いいたします。

私事ですが、現在子供達がダブル受験（大学と高校）で、毎日忙しく過ごしている状況です。気がつけば2023年も半年が終わります。早いですね。まだ夏が来ていないにもかかわらず、冬の受験の事を心配しています。

さて私は2年前に理事となり、私自身の勉強不足で右も左も分からないまま、今度は部長という大役を松田会長より仰せつかりました。私で務まるのか全く自信が無いのですが、他の理事の方々にご教授いただきながら、2年間努めて行きたいと考えております。

広報部の仕事としては年2回の会報誌を、まずは期限までに発行できるよう努めていきたいと思います。加えて、今まで中村浩司先生が行っていた釧路会のホームページを広報部で正式に担当する事となり、先ずは広報部全員が最低限の操作をできるよう研修会を行う予定です。その後、更新までできるように研修を続けていこうと思っております。

私が部長になって、会員の皆様へはご迷惑をおかけすることも多々あると思いますが、温かい目で見ていただけると幸いです。また、原稿依頼の際にはご協力をお願いいたします。

就任挨拶

釧路土地家屋調査士会

理 事 坂 口 卓 郎



この度、釧路土地家屋調査士会の理事に就任致しました、十勝支部の坂口卓郎と申します。業務・研修担当理事として活動させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

平成23年に登録してから10年以上経過しますが、本会会務については、ほとんど携わることなく現在に至ります。就任後に初めて開催された理事会に出席させて頂いたときには、広報活動や研修会の検討・開催、会員のサポート等の本会の活動を把握し、これまでご尽力されてきた諸先輩の方々には、改めて頭が下がる思いであります。

私が唯一、会務に携わった事と言えば、受験ガイダンスがあります。十勝支部の河合崇之会員、渡部尚博会員を主に、微力ではありましたがお手伝いをさせて頂きました。河合会員、渡部会員とは受験生時代からの仲で、共に切磋琢磨して培った試験対策としての知識を本会の活動に役立てることができたことは良かったと思います。コロナ禍以降、受験ガイダンスは行っていない中、業務・研修担当理事ではありますが、減少傾向にある釧路土地家屋調査士会の会員増加に向けた活動には参加させて頂ければと存じます。

又、世間では令和5年4月27日から既にスタートしている相続土地国庫帰属制度の関心が高まっていると見受けられ、原野商法の土地や、相続人が移住し管理する人がいない土地を、無償でもいいから手放したい等の相談が各相談会や会員へ多く寄せられていると耳にします。来年以降も相続登記の義務化、住所変更登記等の申請義務化等の不動産登記法の改正が予定されており、これらは土地家屋調査士の申請業務にはなりませんが、不動産登記を扱う専門職として最低限知っておくべき知識であると考え、業務・研修担当理事として今後の活動の課題になるかと思います。

会員の皆様方には、ご協力をお願いすることがあるかとは思いますが、2年間職務に努めていきたいと思しますので、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

就任挨拶

釧路土地家屋調査士会

理事 澤田 武



この度、広報部理事に就任いたしましたオホーツク支部の澤田武と申します。

平成29年に入会し、6年目となるところです。本会の部会活動にはこれまで、関わってこなかったため、広報部の主務活動「会報くしろ」の発行以外は、何をするのか認識しておらず、恥ずかしい限りです。

何分「新任」ということで、ご容赦いただければと思います。ただ、理事に就任した以上、諸先輩方々のご指導のもと、職責を果たしていきたいと考えておりますのでどうぞ、よろしくお願いします。

私事でございますが、先月「新型コロナウイルス感染症」にかかってしまい、10日ほど「陽性」期間が続き、活動を自粛していました。過去3年間は、感染せずにおりましたが本年5月8日に「5類感染症」と位置付けられた矢先の出来事で自分自身、決して油断した覚えはないのですが、いまだに、新型コロナウイルスは身近に存在すると実感する次第です。症状は、2日ほどの高熱と咳、鼻水、関節痛や、味覚障害を漏れなく体験しましたが、思いのほか軽症で、これも「ワクチン接種」のおかげと感じております。

コロナ禍の3年間で本会活動も、WEB会議、WEB研修会など、大きく変化を迎えたと思います。さまざまな情報共有ツールや、チャットGPTなどAI技術の革新や、低価格GNSS機器など、本会所属の会員に有益となる情報提供など、広報活動を通じて一躍を担えればと考えております。

最後になりますが、私は、公嘱協会の理事も務めており、本会との共通課題である官公庁に対する「分離発注」促進の働きかけや、法務局備付地図作成作業（14条地図）への参加促進に関する情報なども広報活動の一環として進めていければと考えております。

不慣れではありますが、精いっぱい努めてまいりますので、「原稿寄稿」「情報提供」などのご協力を、この場を借りてお願い申し上げ、理事就任のご挨拶とさせていただきます。

就任挨拶

釧路土地家屋調査士会

理事 丸尾 慶 樹



この度、本会の理事（広報部）に就任いたしました十勝支部の丸尾慶樹と申します。本会に登録をしてから5年目になりますが、支部を含めて初めて役職につくことになりました。会務のことは全くの初心者ですので、早く活動に慣れていきたいと思っております。

土地家屋調査士は、国家資格としての制度制定から今年で73年になるそうです。私がこの資格を初めて認知したのは大学3年生の秋、就職活動が始まる少し前のことでした。恥ずかしながらそれまで父の職業について詳しく尋ねたことが無く、うっすらと「自営業で、測量関係の仕事」くらいの認識しかありませんでした。あの時調査士を目指すという決断をしていなければ、もしかすると今でもその程度の認識のままだったかもしれません。私が試験に合格したのは平成28年で、その当時の受験者数は4506人でしたが令和3年時点では3859人まで減少しているようです。（土地家屋調査士白書2022を読み返しました。）業務に携わる人間としては、性別問わず魅力的な資格・職業だと思っているのですが、残念ながら現状は減少傾向にあるようです。これを食い止めるには、地道な広報活動が必要不可欠だと思います。

連合会では、いろいろな方の目に留まるよう、制度広報用にYouTubeチャンネルを立ち上げ、広報動画やショート動画を作成。Facebook・Twitter・Instagramの各種SNSを利用して発信を行っているようです。釧路会では会報の作成のほか、法務局で配布していただけるよう、制度広報用のチラシ作成を予定しております。

中村浩司副会長、佐渡広報部長、澤田理事とともに本会はもちろん、外部に向けても積極的に広報活動を行うよう努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

就任挨拶

釧路土地家屋調査士会

理事 奥田 邦彦



このたび、土地家屋調査士会の理事に就任することとなりました十勝支部の奥田です。

まず、私が土地家屋調査士会に入会してからわずか2年目で理事として選ばれたことについて、私にとって大きな挑戦となりますが、同時に責任を感じております。このような貴重な機会を与えていただいたことに感謝しております。

入会後は、多くの先輩方に実務上の知識や技術に加え、人間関係の大切さを学んでおります。私の成長は、皆様の温かいサポートとご指導のおかげと心から感謝しております。今後の任期を通じて、皆様から寄せられる期待に応えるために全力を尽くしてまいります。理事就任を通じて、私はより多くの責任と役割を担うこととなりますが、その責任に真摯に取り組み、信頼に応えるよう努力し、会の発展と会員の皆様のお力になれるように、より良い組織を築いていきたいと思っております。

また、より良い情報の提供や技術の向上をサポートする施策の推進などを通じて、会員の皆様にとって有益な活動にしていき、コミュニケーションの促進と情報の共有は、私たちが共に成長するために欠かせないと考えております。

さらに、私は地域社会との連携など、土地家屋調査士の存在感を高め、役割と価値を広く認知していただけるよう努力し、また我々の専門性を発揮し、社会貢献を果たしていきます。

最後に、私は常に学び続ける姿勢を持ち、自己啓発に努めてまいります。同時に、会員の皆様の成長を支援するための機会を提供し、協力しながら共に成長していくことを心から楽しみにし、会の一員として、皆様との信頼関係を築いてまいります。皆様のご協力を頂きながら職務を行いたいと思っておりますので、ご指導の程どうぞよろしくお願いいたします。

就任挨拶

釧路土地家屋調査士会

監事 前田 裕孝



今期 監事を拝命いたしました、オホーツク支部 前田裕孝と申します。

今まで副会長を担っておりましたが、頼もしい若い世代にバトンを渡せたと安心していただけたところ会員減少により役を受けざるを得なかったのが実情です。

今期の役員の顔ぶれを見て“世代交代の時期なのだな”と思っております。新役員の皆さんの力に少しでもなることができればと思っています。新役員の中には支部役員の経験がないまま、本部理事になった方もいらっしゃいます。知らないものの強みを存分に利用してください。

土地家屋調査士会は、調査士の使命及び職責にかんがみ、会員の品位を保持し、その改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的としています。皆さん今一度考えてみてください。調査士の使命とは？調査士の職責とは？業務の改善進歩を図るとは？長年役員に名を連ねていると知らず知らずのうちに慣れが生じていたのではないかと思います。改めて目を凝らすと「それでいいのか？」という事柄もあるように思います。ここ数年毎年のように綱紀案件が出ています。今まで以上に襟を正し真摯に土地家屋調査士業務に向き合う必要があると思っております。

役員の方々は、その先頭に立って会を運営していかなければなりません。会の目的を理解し、会員の指導をどうしたらいいのか、思いを話し合ってください。その思いを持つ事が第一歩で、その思いを具現化していく手掛かりを掴むことが出来ると思っております。言葉にしなければ伝わりません。行動しなければ結果は付いてきません。より良い結果を残すために小さな失敗を大いに楽しんでください。何も思わない、何も言わない、何もしない、何も生まれません。釧路土地家屋調査士会がより良い方向へ進めることを期待しています。

就任挨拶

釧路土地家屋調査士会

十勝支部長 渡部 尚博



この度令和5年度十勝支部定時総会において任期満了に伴い役員が改選され、釧路土地家屋調査士会十勝支部の支部長に選任を頂き就任いたしました渡部尚博です。

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会の会計と兼務になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。開業11年目、多くの先輩の方々からご指導やご助言を頂き十勝支部役員の会計に就任し副支部長(業務部)をあわせて8年を経て現在に至ります。まだまだ未熟者ではありますが、皆様と共に十勝支部の発展に尽力してまいりたいと存じます。

現在、十勝支部の会員は36名で支部役員は予備幹事も含め10人。本会の理事を兼務されている副支部長河合崇之・坂口卓郎、会計渡邊憲博、監査小野寺久子、幹事渡邊晃二、大場公夫、森広樹、奥田邦彦(本会理事兼務)、予備幹事田川勝雄(敬称略)の会員で先日支部役員会を開催し今期の活動をスタートしています。支部の活動として年2回程度開催している登記無料相談会、年1回10士業による暮らしのよろず無料相談会(今期幹事・土地家屋調査士会)、帯広市主催の住まいのワンストップ相談、支部研修、土地家屋調査士の広報活動と活動を行ってきましたが、今期からは支部長の立場で会務を進めて行く事に重責を感じております。

また過去2年は、新型コロナウイルス感染症により活動のあり方に制限を余儀なくされ無料登記相談会や10士業による暮らしのよろず相談会等は予約制を取り感染対策を行っての活動をしてきました。今年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し感染対策は引き続き行い、徐々にではありますが制限を排除して支部活動を行いたいと思っております。また、直近の活動として7月31日にとちプラザにて登記無料相談会を行います。

最後に会員の皆様の御協力をお願いするとともに十勝支部役員ともどもよろしくお願い致します。

就任挨拶

釧路土地家屋調査士会

オホーツク支部長 榎本 彰



4月のオホーツク支部総会で、支部長に選任されました榎本です。十数年前にも支部長をしておりましたが、再度登板することとなり、年は取りましたが、(できれば、私ではなく、より若い方に就任していただき、支部に活気と刺激を与えていただきたかったのですが、支部に係る諸般の事情により、それは叶いませんでしたので)会員の皆様のために微力ながら役立ちたいと思いますので、宜しくお願い申し上げます。

さて、オホーツク支部では、新入会員数の伸び悩みと、古参会員の退会が続いたことにより、支部会員数が減り、複数の役員を兼任している会員が多いのが現状であり、この状況を改善したいと考えています。そのため、(会員数の大幅な増加は当面見込めない)各会員には役員を引き受け、その役割を果たすことも土地家屋調査士としての職責の一部と心得ていただきたく存じます。また、多忙なことを役員を引き受けられない理由にすることはできない(多忙なことは皆同じです)と心得ていただきたいと思います。

次に、土地家屋調査士(会)の広報活動の重要性を感じております。土地家屋調査士になる方(なろうとする方)が少ないのは、土地家屋調査士という職業(業務内容)の認知度が低いこと、また、仕事の内容が世間一般にはあまり知られていない等の理由により土地家屋調査士に興味を持ったり、職業として魅力を感じる方が数が少ないからではと考えます。そこで、皆様のご意見を伺いながら、支部として我々の職業(業務)の一層の周知を図るとともに、職業としての魅力を発信することもできる限り行いたく存じます。

以上就任にあたり、会員の皆様にお知らせとご協力のお願いを申し上げます。

「共有」の解消に向けて ～共有に関する規定の改正

釧路土地家屋調査士会

顧問弁護士 簗 島 弘 幸



1 民法249条から264条は、物の「共有」について定めています。民法が制度を設けているわけですから、「共有」すること自体に問題はありません。

しかし、現実問題として、権利者が複数になればなるほど、共有者間で不和が生じたり、連絡の取れない共有者が表れるなどして、意思決定に支障が生じるおそれが高まります。その結果、当該共有物の利活用が難しくなっている事例も散見されます。

物の利活用の観点からすると、「共有」はあまり望ましくない状態であり、単独所有に移行させるのが望ましいといえます。

令和3年の民法改正（令和5年4月1日施行）では、「共有」に関する規定が整備されました。改正内容は多岐にわたりますが、本稿では、「共有」を解消する方向での制度に絞ってご紹介致します。

2 裁判による共有物分割制度の改正

「共有」の解消のためには、持分に応じて共有物を分割するのが最も明快な方法です。

民法上、各共有者はいつでも共有物の分割を請求することができ（民法256条1項）、共有者間に協議が整わないとき又は協議ができないときは、分割を裁判所に請求することができると定められています（民法258条1項・共有物分割の訴え）。

「共有物分割の訴え」は、令和3年民法改正前から制度として存在していました。ただ、明文で認められた分割方法は「現物分割」と「共有物の競売（競売後の代金を分割）」のみでした。判例により、価格賠償による分割（共有者の1人が共有物を単独所有することとし、他の共有者には持分の価格を賠償する分割方法）も認められていましたが、明文の根拠はなく、他の分割方法との関係もあいまいでした。

今回の改正では、価格賠償による分割が明文化された上、検討の順序も明確化されました（現物分割又は価格賠償による分割を検討し、それらが

できないときに共有物の競売をする）。

なお、価格賠償による分割を求める場合、「価格」が主要な争点となりがちです。「価格」の折り合いがつかないと、不動産鑑定士などによる鑑定が必要となり、思わぬ時間と費用を要する場合があります。

3 所在等不明共有者の持分の取得又は譲渡

令和3年の民法改正により、所在等不明共有者の持分の取得制度（民法262条の2）及び譲渡制度（民法262条の3）が新設されました。

これらの制度は、以前ご紹介した「所有者不明土地（建物）管理制度」に類似しますが、管理人を選任せず、共有者である申立人による手続だけで完結する点で異なっています。

所在等不明共有者の持分の取得制度は、共有者の1人が裁判所に申立てをし、3か月以上の異議届出期間を経た後、裁判所が定める共有持分の時価相当額を供託することで、裁判所の決定により、当該所在等不明共有者の持分を申立人が取得する制度です。

この制度を用いることで、意思決定の支障となる所在等不明共有者を排除することができ、広い意味で「共有」の解消につながります。

所在等不明共有者の持分の譲渡制度は、共有物全体の買受人が具体的に決まっている場合に使えるさらに簡易な制度です。持分取得制度と同様の手続を経た後、裁判所の決定により、申立人が当該所在等不明共有者の持分譲渡の権限を付与される（ただし、譲渡権限を有する期間は原則2か月間に限られる。）というもので、所在等不明共有者の持分の取得を省略して直接共有物全体の処分ができる制度です。

なお、「所在等不明共有者」がそのまま現れずに上記供託金の還付請求権が消滅時効にかかった場合、供託した金銭は国庫帰属となります。

入会のご挨拶

釧路土地家屋調査士会

釧路支部 齊藤 健介



令和5年1月20日付けで釧路土地家屋調査士会釧路支部に入会させていただきました齊藤健介と申します。

私は幼少期から剣道を学び、地元、標茶中学校卒業後、東海大学第四高等学校、東海大学湘南校卒業まで剣道一筋の学生時代でした。大学卒業後、建設業を営んでいた亡祖父の奨めもあり測量専門学校に進学することに決め、卒業後は石狩振興局管内に属する民間企業に就職しました。

民間企業での最初の2年間は主に測量業務、その後不動産業務と兼業させていただき、平成19年測量士登録、平成21年宅建士を取得しました。また仕事を通じて、土地家屋調査士や司法書士の先生方と一緒に仕事をさせて頂く機会にも恵まれました。30代前半、中学卒業と同時に故郷から離れた生活をしていたこともあり、そろそろ帰郷しようと考えていたところ、釧路総合振興局管内に属する町役場で用地専門職の公募があり、採用試験を経て、当該町職員として勤務することとなりました。

町職員として所属した係の職務は抽象的ではありますが主に、地籍に関すること、公共用地に関すること、公共基準点に関すること、用地買収、用地関係全般の窓口業務等でした。在職期間中はたくさんの方々に支えられました。職務の遂行について、私自身、人に満足をしていただけるような成果はありませんが、地域住民のご理解、関係業者のご協力、上司や同僚の支援があったからこそ皆様方には心から感謝しております。

さて、私が土地家屋調査士を目指した経緯についてです。役場の機関ということもあり、色々な方から用地関係に留まらず不動産に関する様々な問合せや相談をいただきました。そこで痛感したのが私自身未熟であるということでした。

問合せや相談に対する私の回答が十分なものであったか否か自問自答するようになった結果、表示に関する登記の勉強を始め、職務に役立てようと思ったのがきっかけです。その後、土地家屋調査士の先生方のご活躍に憧れ、私個人として何か人の役に立ちたいと心境が変わりました。そして令和3年度、土地家屋調査士試験に合格することができ、私の思いを上司に申出、賛同いただき、町職を退職させていただきました。

この度、登録をさせていただきましたが、まだまだ新米です。つきましては諸先輩方のご指導をいただき、ご協力を仰ぎながら、土地家屋調査士として社会貢献したいと思っております。

皆様、何卒宜しくお願い申し上げます。

入会のご挨拶

釧路土地家屋調査士会

十勝支部 神谷 芳昭



帯広支部の神谷芳昭と申します。

本年4月より釧路土地家屋調査士会に入会させていただき、帯広市内にて調査士業務を始めました。測量の実務経験が全くない私にとっては、トータルステーションの使い方などから一つ一つ覚えていかなければならない状況でして、日々勉強の毎日です。登記申請についても、諸先輩方よりご助言をいただいたり、書籍等を読み込みながら少しずつ勉強をしておりますが、先日初めて建物滅失登記を法務局に申請したところ、2時間も経たずに補正の連絡がきてしまい、ほろ苦いデビューとなりました。

私は散歩が趣味なので、時間があるときによく自宅近辺を歩きますが、調査士となってから散歩時の周辺の見方が大きく変わりました。道路を歩く時も常に基準点の場所を気にして歩いたり、杭らしきものを発見すると立ち止まって周辺を見回します。高い建物の間を通るときは、ここではGNSSの信号を受信できるのか、どこまで器械を持っていけば受信できるのかなど自然に考えるようになりました。少しずつ調査士としての意識が高まってきていると自覚しております。

今後、多くの実務を経験することに従い、覚えなければいけないことも膨大になると思います。自信を持って業務に取り組めるようになるにはまだまだ時間がかかりますが、地域の皆様とのつながりを大事の一つ一つの依頼に対し丁寧に対応していく所存です。合格したときの感動を忘れずに、調査士としての矜持と覚悟を持ってこれから精進したく存じますので、会員の皆様及び事務局の方々、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

入会のご挨拶

釧路土地家屋調査士会

十勝支部 中 田 裕 一



令和5年4月1日付で、釧路土地家屋調査士会に加入させていただくことになりました十勝支部の中田裕一と申します。

私は、平成30年に司法書士、行政書士として開業しております。業務は、不動産登記、商業登記、相続手続き、裁判書類作成業務、簡易裁判業務、後見業務等、司法書士業を中心として行っております。

これまで、司法書士として様々な不動産登記業務に取り組んで参りましたが、自分自身の表示登記への知識の乏しさを痛感し、理解の向上を図る目的で土地家屋調査士の資格を取得しました。

土地家屋調査士の業務は、不動産の実地調査や測量といったフィールドワークが大部分を占めるため、司法書士と違い現場職の側面が強いと感じております。このことから、測量業務の経験がない私が司法書士と両立させながら土地家屋調査士の業務を全てこなすことは難しいかもしれません。

しかし、私が司法書士として得た知識と経験は、土地家屋調査士としての職務を果たすための重要な基盤となります。その上で、新たに土地家屋調査士として得た視点と知識を活かし、様々な案件に対しより深い理解と具体的な解決策を提供していく所存です。

これから土地家屋調査士として、貴会の皆様と共に学び、共に成長し、共に地域社会への貢献に努めてまいります。私が持っている知識と経験を活かし、地域のより良い未来に寄与できるよう全力を尽くします。

未熟な点は多々ありますが、自己成長と共に釧路土地家屋調査士会の一員として貢献できるよう、日々努力して参ります。諸先輩方には今後大変お世話になると思いますが、ご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。



《 会 の う ご き 》

自 令和5年2月～至 令和5年7月

月	日	主 要 事 項	開 催 場 所	開 催 時 間	備 考
2	2	全国広報担当者向けセミナー	長岡事務所(電子会議)	13:00～16:30	長岡理事
	4	登録交付式	事 務 局 会 議 室	11:00～11:30	丸尾会長・野田副会長 新入会員 齊藤健介
	〃	第1期年次研修(令和4年度)	釧路市生涯学習センター	13:30～17:00	会場15名・WEB6名
	7	調査士法違反実態調査 十勝支部	帯 広 支 局	9:00～16:00	十勝支部7名
	9	財産管理人養成講座(補講日)	連 合 会 電 子 講 習 会 場	13:00～17:00	1名受講
	15	ブロック業務適正化推進委員会	札 幌 会 会 議 室	16:00～18:00	坂下業務適正化推進委員長・丸尾会長
	16	「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2023」	ホテルライフオート札幌	13:30～17:00	釧路会8名
3	2	常任理事会	各会場(WEB会議)	14:00～17:00	丸尾・野田・松田・前田・遠藤・加納・榎本・小野寺
	8	業務マニュアル等に関する説明会	榎本事務所(電子会議)	13:30～17:00	榎本常任理事
	10	札幌会業務研修会	札幌東急REホテル・各事務所(WEB)	13:30～16:30	釧路会2名
	15	財産管理人養成講座(1限目)	連 合 会 電 子 講 習 会 場	14:00～15:20	3名受講
	16	登録事前面談	丸 尾 会 長 事 務 所	16:00～17:00	丸尾会長 新入会員 中田裕一
	17	〃	〃	17:00～18:00	丸尾会長 新入会員 神谷芳昭
	22	財産管理人養成講座(2限目)	連 合 会 電 子 講 習 会 場	14:00～15:20	3名受講
	29	財産管理人養成講座(3限目)	〃	14:00～15:20	2名受講
4	12	会計監査	事 務 局 会 議 室	10:00～13:00	吉田・福田・丸尾・遠藤
	〃	役員選任委員会	〃	13:00～13:30	岩浅・齊藤直幸・吉田・丸尾・野田
	〃	常任理事会	各会場(WEB会議)	14:00～17:00	丸尾・野田・松田・前田・遠藤・加納・榎本・小野寺
	20	登録交付式	事 務 局 会 議 室	10:30～11:00	丸尾会長・野田副会長 新入会員 神谷・中田
	26	第1回支部長会議	各 支 部 会 場	14:00～14:30	支部長3名 本会4名 オブザーバー1名
	〃	第1回理事会	〃	14:30～17:00	役員15名 オブザーバー1名
	〃	〃	〃	〃	〃
5	19	定時総会	釧路センチュリーキャッスルホテル	15:00～17:00	本人出席42名 委任状33名
	20	釧路司法書士会定時総会	〃	13:00～14:00	松田会長
6	2	ブロック協議会役員会	札 幌 会 会 議 室	15:00～17:00	丸尾・前田・松田
	9	第2回支部長会議	ホテル黒部(北見)	13:30～14:00	支部長3名 本会4名 オブザーバー3名
	〃	第2回理事会	〃	14:00～17:30	役員15名 オブザーバー1名
	15	土地家屋調査士登録事務取扱事務の説明会	事 務 局 会 議 室	15:00～16:30	事務局員1名
	16	境界問題解決支援センター運営委員会打合せ	稲 澤 法 律 事 務 所	15:00～16:00	坂下センター長・松田会長
	20	連合会定時総会	東 京 ド ー ム ホ テ ル	13:30～18:00	野田代議員・横山代議員・松田日調連理事
	21	〃	〃	9:30～12:00	野田代議員・横山代議員・松田日調連理事
	26	全体研修会打合せ	釧 路 地 方 法 務 局	11:00～12:00	松田・横山・長岡・河合
7	7	ブロック協議会定時総会	プレミアム・CABIN PRESIDENT・函館	15:30～18:00	釧路会8名
	10	業務研修部会	各事務所(WEB)	18:00～19:10	役員8名
	13	広報部会	事 務 局 会 議 室	10:00～15:00	佐渡・澤田・中村

《会 員 異 動》

退 会 者

釧路支部 正 垣 喜美子 殿
令和5年3月31日退会しました。(会到着日)

オホーツク支部 市 村 正 元 殿
令和5年3月31日退会しました。(会到着日)

オホーツク支部 畠 山 要 蔵 殿
令和5年4月30日退会しました。(会到着日)

新 入 会 員

十勝支部 神 谷 芳 昭 会 員
令和5年4月3日登録
事務所所在地 帯広市西16条南27丁目1番地1
生年月日 昭和46年3月9日
電話番号 0155-67-1810

十勝支部 中 田 裕 一 会 員
令和5年4月3日登録
事務所所在地 帯広市大通南18丁目3番地1
生年月日 昭和55年2月12日
電話番号 0155-66-7536

《登録事項変更》

《会員数 令和5年7月1日現在 75名》

編 集 後 記

本号の発行に際して、多くの方からお忙しい中ご寄稿いただき、ありがとうございました。
釧路らしい風景を観光客の方に見ていただこうという趣旨で、元土地家屋調査士の正垣喜美子氏と『霧・くしろワイルドフラワーファンクラブ』を市民ボランティアの会として立上げ、釧路開発建設部・釧路市役所と共同で活動しています。その活動が先日北海道新聞釧路版・Twitterに掲載され、1回目の雑草取りには約40名の市民が参加、活動の輪が広がっています。今後も持続可能な活動として進めていきたいと思っております。この活動が広報の一助となれば幸いです。

今後も観光事業が益々盛り上がりますよう皆で応援していきたいと思います。(佐渡)

広 報 部 長 佐 渡 真 弓
広報担当理事 中 村 浩 司 澤 田 武

測量機器総合保険

(動産総合保険)

のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有・管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

特徴1

業務使用中、携行中、保管中等の
偶然な事故による損害に対し、
保険金をお支払いします。

例えば

1

測量中誤って
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、
自宅等に保管中に
盗難にあった。



等

2023年度より縮小支払割合90%、免責15万円を廃止し、補償を拡大!

特徴2

個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の保険料

測量機器総合保険(本制度): 34,780円

動産総合保険(個別加入): 64,800円

約47%
割安

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。詳細はパンフレット等をご覧ください。
ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2023年4月1日午後4時から2024年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10

土地家屋調査士会館6F

TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03(3259)6692

【新刊・好評書籍のご案内】

鉄道路線名はどのように名付けられているのか？



鉄道・路線名の・ひみつ

木更津線・人吉本線を知っていますか

今尾恵介 著

2023年6月刊 四六判 288頁 定価2,420円(本体2,200円) → 特価2,180円(税込)

鉄道路線が
どんな歴史を経て、
現在の路線名に
なったのか、
知られざるひみつ
に迫る!!

目次

- 目的地、それとも起点 一起終点名をとった線名
- この町を通ります 一主な経由地をとった線名
- この地方のために 一広域地名をとった線名
- 信濃と越後で信越本線 一国名またはその合成による線名
- 東京と横浜で東横線 一地名を合成した線名
- 主要な街道に沿って 一五畿七道と街道に由来
- 川、城、住宅地 一その他のいろいろな線名
- 鉄道路線名 分類表



明治・昭和・平成の大合併で激変した日本地図

市町村名の作り方

今尾恵介 著

2020年11月刊 四六判 224頁 定価1,870円(本体1,700円) → 特価1,680円(税込)



地形図でたどる日本の風景

今尾恵介 著

2019年10月刊 四六判 188頁 定価1,760円(本体1,600円) → 特価1,580円(税込)



日本全国駅名めぐり

今尾恵介 著

2018年6月刊 四六判 192頁 定価1,540円(本体1,400円) → 特価1,390円(税込)

特別価格・送料無料 書籍注文書 ご注文締切 2023年10月20日(金) 必着

お届け 確認後、4～5営業日で、郵送または宅配にて出荷します(国内限り)。
※在庫が無い場合は、少々お時間を頂きます。

ご注文 FAX.03-3953-2061 太枠内を記入し、弊社に送信ください。

お支払 商品に同封の振込用紙をご利用ください(振込手数料は弊社負担)。

書名	特価(税込)	部数	書名	特価(税込)	部数
鉄道・路線名の・ひみつ	40949 鉄道 2,180円	部	地形図でたどる日本の風景	40783 地形図 1,580円	部
市町村名の作り方	40842 市町村名 1,680円	部	日本全国 駅名めぐり	40720 駅名 1,390円	部

右記コードまたはURLからでも
特別価格・送料無料でご注文いただけます！
<https://forms.gle/RHA4NaiiS5Wd6kpQA>



■ご注文日 年 月 日

販促コード：204963

フリガナ	TEL
お名前	FAX
ご住所 〒	通信欄

※ご記入いただいた個人情報は、商品の発送、お支払いの確認などの連絡および弊社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 営業部 ツイッターID:@nihonkajo

Renewal

“直感的な入力”で時間も短縮!

このソフトだけで作成できます!

**筆界特定
申請書**

登記情報のデータを有効に利用できる機能はそのまま、
イメージ通りの入力が可能になりました。

[illegible]

すると...

原因や図面符号を 自動設定!!

不動産の表示				変更・追加	土地追加	原因の初期化
1	不動産番号	3707000029519	編集			
所在地				原因及びその日付		
仙台市若林区冲野三丁目						
	測量図符号	①地番	②地目	③地積	原因及びその日付	
		305番	宅地	127.07		
	(A)			114.12	③305番2に分筆	
2	不動産番号	3707000029519	編集			
所在地				原因及びその日付		
仙台市若林区冲野三丁目						
	測量図符号	①地番	②地目	③地積	原因及びその日付	
	(B)	305番2	宅地	13.94	305番から分筆	

✔ 登録免許税も自動計算

オプション

- CADシステム

 **どこまでできる？ 操作感を体験！**

土地図面と**建物図面**の動画を配信中!

CHECK! bbcinc CAD

検索

- 請求・入金

システム 土地家屋調査士版

👉インボイス制度に対応

電子帳簿保存法改正に対応

期間限定キャンペーン実施中! 2023年9/29金まで

タイプA		タイプB		タイプC		タイプD		タイプE	
表示登記 + CAD + 請求入金 申請システム 土地家屋調査士版		表示登記 + CAD 申請システム システム		表示登記申請システム		表示登記 + 請求入金 申請システム 土地家屋調査士版		請求入金 土地家屋調査士版	
一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	
¥465,000	月額¥8,700	¥405,000	月額¥7,600	¥218,000	月額¥4,100	¥278,000	月額¥5,200	¥60,000	

表記はすべてスタンドアロン版の価格です。ネットワーク版をご希望の場合は別途お問い合わせください。全て税抜価格となります。

bbs 株式会社ビービーシー

表示登記申請システム 検索

TEL. 03-5909-5772
東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6 階

東京
本社

大阪

名古屋

福岡

札幌

仙台

請

公

全国の土地家屋調査士の業務を、 ソフトウェアで幅広くサポートしています。



30日
無料体験版
あります！



TREND-ONE

測量CADシステム【トレンドワン】

TREND-ONE (トレンドワン) は、強力な64bitアプリケーションの測量CADシステム。公共測量や土地家屋調査士業務で必要とされる各種計算や作図機能などを備えており、国内シェアNo.1の測量CADです。



TREND REX

土地家屋調査士業務支援システム【トレンドレックス】

TREND REX (トレンドレックス) は、不動産表示登記業務に必要な各種書類の作成(登記申請書・委任状・不動産調査報告書等)から、事件管理・顧客管理・立会の管理といった一連の調査士業務を支援します。



二つのシステムが連携し、土地家屋調査士業務を効率化します。

受託・事件管理

情報収集

調査・測量・図面作成

書面作成

調査報告書

登記申請書

オンライン申請

報酬額計算

さらに！公図などの資料と、現況の点群をCAD上で重ねて活用！

ドローン等で取得した点群データを取り込み、ストレスなく編集ができる3D点群処理システムTREND-POINT (トレンドポイント)。TREND-ONEとの連携で「重ね図」にも活用できます。



TREND-POINT

3D点群処理システム【トレンドポイント】



初学者向け 通信教育

午後の部 試験攻略のための

土地家屋調査士

MP4映像
ダウンロードタイプ

改正法に
完全対応!!

新最短合格講座

ホームページで
サンプル映像
配信中!



内堀クラス

内堀 博夫
本学院専任講師

新開講!!

山井・濱本クラス

山井 由典 濱本 真人
本学院専任講師 本学院専任講師

注目!

東京法経学院は
ココがちがう! 7つのポイント

1

合格実績が違う!
他を圧倒した合格者を輩出
しています!

令和4年度土地家屋調査士試験
東京法経学院合格輩出実績

合格者424名中309名輩出
合格占有率72.9%

※詳しくは、HPにてご確認ください。

2

講師陣が違う!
担当の内堀専任講師をはじめ、
講師陣の層の厚さが半端ない!

真の講義力は、受講生の反応をリアルタイムで確認しながら進める対面授業（イン・パーソン・クラス）によって身に付くものと考えておりますが、担当の内堀専任講師は対面授業時間数が1万時間を超えております。本講座では、その対面授業で培った能力を十分に発揮していますので、安心して受講していただくことができます。近年合格した方を教壇に上げることができません。

試験を知り尽くした講師陣が総力で、教材制作や答案講座等の問題作成にあたっています。試験傾向を徹底的に分析し、どのレベル、どの角度からの問題にも対応できる良質の問題作成に取り組んでいます。

3

テキスト・教材が違う!
入学しなければ入手できない、
講座専用完全オリジナル教材

本講座の学習に使用する教材の選択は、その後の進行のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに合格に必要な不可欠な知識を余すことなく網羅し発刊した、講座専用の完全オリジナル教材「合格ノート」と「記述式攻略ノート」を使用いたします。本教材は非売品ですので本講座に入学しなければ入手することはできません。また答案練習講座（答練）に進級した際に使用する解説書の【参照】欄には「合格ノート」の参照頁を記載しておりますので、復習の際のムダな時間を大幅にカットできるうえ、本試験直前の総まとめの場面においても、爆発的な威力を発揮する、まさに合格までのオールインワン教材となっております。

4

全コースに「過去問テキスト」が
ついてくる!
“平成年代”完全制覇!
昭和年代も重要問題は
セレクトして収録!

資格試験において、過去問学習は必須項目です。本学院の過去問集は昭和年代からの過去50年以上の過去問を、常に最新の法令に準拠させ、受験生の皆様にご提供しております。基礎力総合編にも含まれています。

5

もちろん、複素数にも対応しています!
複素数の修得は必須です!

土地家屋調査士試験は、まさに時間との勝負と言われる程、知識とテクニックが問われる試験といえます。複素数の修得はそれだけで有利になる計算テクニックなのです。

6

ダウンロード講義ファイルが扱いやすい!
（MP4ダウンロードタイプの方）

USBメモリ保存可能!

スマホタブレット等のオフライン視聴も可能!

本学院のダウンロード講義ファイルは、一度ダウンロードしていただければ、あとはオフラインで視聴いただけます。USBメモリに入れて別のパソコンでの視聴はもちろん、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末でのオフライン視聴も可能ですからバケット量を気にすることもありません。しかも削除されない限り、受講期間終了後も視聴できるから安心です。もちろん、ストリーミング再生にも対応しております。

※ファイルのコピーは受講生ご本人様の使用に限り許可しており、それ以外の複製・転売は固くお断りしております。

7

充実した答練講座がちがう!（総合コースの方）
試験を知り尽くした講師陣による炸裂!
的中続出の新作予想問題!

過去問は最良の学習教材であります。がしかし、過去問が本試験に出題されることはありません。本学院の答案練習講座（答練講座）は試験を知り尽くした講師陣によって、徹底的に試験分析を行い、狙われるであろう論点を確実に網羅できるよう、すべて新作問題を出題しています。基礎力総合編の受講後は、答練講座をペースメーカーとすることで、毎日が本番をシミュレーションすることができ、自然と合格レベルに達することが可能となります。

学費
（10%税込）

会長様の推薦状があれば、
特別減免学費でお申込み
できます。

土地家屋調査士 新・最短合格講座
基礎力総合編 /
MP4映像ダウンロードタイプ

● 一般学費 152,600円
● 特別減免学費 129,710円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL
東京法経学院

★TEL. 03 (6228) 1453
★FAX. 03 (3266) 8018
★HP. <https://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階



★処理手順や判断要素を可視化！
適切な業務プロセス構築をサポート！

境界確認・ 紛争対応の手引

編集 境界確認・紛争対応研究会

代表 権田 光洋（弁護士） 内野 篤（土地家屋調査士）



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁726頁
定価11,000円（本体10,000円）送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

★登記官・土地家屋調査士必携！

事例式

表示登記申請マニュアル

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会

編集 表示登記申請実務研究会

代表 新井 克美（元横浜地方法務局長・元公証人）



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,476頁
定価13,200円（本体12,000円）送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

★近時の法改正や実務の動きを踏まえた最新の内容！

Q & A

表示登記実務マニュアル

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会

編集 表示登記制度実務研究会

代表 西本 孔昭（日本土地家屋調査士会連合会顧問）



加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,178頁
定価12,100円（本体11,000円）送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

★解決のヒントとなる条項例が満載！

購読者特典

掲載された和解の条項例が
ダウンロードできます！

近隣トラブル 解決のポイントと和解条項

共編 橋本 潤（弁護士） 三森 敏明（弁護士） 高島 希之（弁護士）

著 古屋 文順（弁護士） 新名 修三（弁護士） 森本 憲司郎（弁護士）
濱島 幸子（弁護士） 下川 慶子（弁護士）



A5判・総頁302頁
定価4,950円（本体4,500円）
送料410円

【電子版】
定価4,510円
（本体4,100円）

 新日本法規出版

 0120-089-339（通話料無料）
受付時間 9:00～16:30（土・日・祝日を除く）

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail sapporo-eigyo@sn-hoki.co.jp

Trimble GNSS測量機 SkyController用オプション

登記多角点観測オプション

登記多角点観測を
優しくガイドする
画面構成



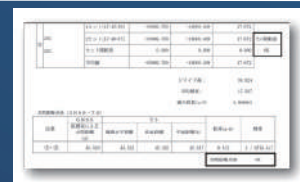
昨年5月に日本土地家屋調査士連合会より【ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル】が策定されました。

ニコントリブルGNSS測量機でマニュアルに則った観測が可能です！

専用帳票ソフト付き！

観測後のデータはKML形式で出力し、PCでWord形式の帳票を作成します。

当オプションについてくるのでそのためのソフトウェアを購入する必要はありません。



アイザック株式会社

〒065-0019

北海道札幌市東区北19条東4丁目2番2号
TEL 011-733-3577 FAX 011-721-3233

株式会社旭川システムサービス

〒078-8217

北海道旭川市7条通19丁目左8号
TEL 0166-33-3900 FAX 0166-33-5201